

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年2月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
--------------------	----

国民年金関係	3件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900442号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900096号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成18年12月25日は15万2,000円、平成19年2月23日は7万4,000円、同年12月25日は17万円、平成20年2月25日は12万9,000円、同年7月25日は28万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月25日、平成19年2月23日、同年12月25日、平成20年2月25日及び同年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月25日、平成19年2月23日、同年12月25日、平成20年2月25日及び同年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月25日
② 平成19年2月23日
③ 平成19年12月25日
④ 平成20年2月25日
⑤ 平成20年7月25日

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の給与台帳により、請求者は、請求期間①は15万2,000円、請求期間②は7万4,000円、請求期間③は17万円、請求期間④は12万9,000円、請求期間⑤は28万4,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、各標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の請求期間①から⑤までの賞与に係る届出や保険料納付について、回答

が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900435号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900053号

第1 結論

昭和42年*月から昭和45年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和42年*月から昭和45年5月まで

私は、会社を退職後の昭和53年9月頃にA社会保険事務所(当時)の3階にあった国民年金課で国民年金の加入手続を行い、昭和42年*月から昭和45年5月までの保険料を納付するように指導されたので、その当日に、請求期間の国民年金保険料3万円くらいを現金で納付し、今は紛失してしまったが、手書きの領収書を受領した。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る国民年金被保険者資格記録は、昭和63年7月25日に入力処理されていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記以外に別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和63年7月頃に初めて行われたことが推認でき、会社退職後の昭和53年9月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、上記加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によれば、請求期間のうち昭和42年*月から昭和45年3月までの期間は、国民年金に未加入の期間とされている。

さらに、日本年金機構は、請求者が昭和53年9月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付したとするA社会保険事務所では、その当時は、国民年金関係の業務は取り扱っておらず、社会保険事務所で国民年金関係業務の取扱いが開始されたのは、昭和58年7月1日からである旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900452号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900054号

第1 結論

昭和45年9月から昭和53年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年9月から昭和53年4月まで

私は、A店を退職後、2か月ぐらいた昭和45年11月頃にB国に留学し、その後、B国、ヨーロッパで仕事をして、昭和53年2月頃に帰国したが、海外にいたときの住所は、私の母が住んでいたC県D市にあった。海外にいた間に私の母が、同市で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の保険料を母が納付していたと、母から聞かされていた。調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間のうち、昭和45年11月頃から昭和53年2月頃までの間は、海外に居住していたが、海外にいたときの住所はD市にあったので、請求者の母親が同市の市役所において、国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料の納付を行っていた旨主張しているが、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者の住所は、請求期間を含めて、昭和43年4月3日から昭和53年3月23日まではE県F市、同年3月24日から同年11月21日まではC県G郡H町であったことが確認できることから、住民登録を行っていないD市の市役所において、請求者の国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料の納付を行うことはできない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*はI市で払い出されたものであり、その払出時期は、当該国民年金番号に係る払出簿から昭和55年12月頃であることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続きは、当該時期に初めて行われたと推認できるところ、当該時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録によれば、請求期間は、国民年金に未加入の期間とされている。

さらに、請求者の主張どおりであれば、請求者に対して前述の国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されていることになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出

された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、また、これらを行ったとする請求者の母親から当時の事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900514号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900055号

第1 結論

平成元年9月から平成3年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年9月から平成3年4月まで

私は、平成3年10月に結婚したことを機に、国民年金保険料をきちんと納付しようと思い、A市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料について相談したところ、2年分の保険料については遡って納付することが可能であると言われたので、10数万円をまとめて一度にA市役所の国民年金担当窓口で納付したが、そのうち平成3年5月から同年9月までの5か月分の納付記録しかない。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)*は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成4年5月にA社会保険事務所(当時)からA市B区に一括して交付された1,000件(*~*)の国民年金番号の中から請求者に払い出されていることが認められるほか、請求者が20歳となった昭和62年*月*日を資格取得日とするオンライン記録の入力処理日は平成4年7月14日であることが確認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記以外に別の国民年金番号が請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成4年5月から同年7月の間に初めて行われたことが推認できるところ、当該加入手続時期から判断すると、請求期間のうち、少なくとも平成元年9月から平成2年3月までの期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、上記の加入手続時期において、請求期間のうち、徴収権が時効により消滅する前の期間の保険料を過年度納付することは可能であるものの、請求者が2年分の保険料を遡ってまとめて納付したとする市役所において過年度分の保険料を納付することはできないほか、過年度分の保険料は納付書を用いて納付することとされているが、請求者は、請求期間の保険料を納

付書によらず、現金のみを納付した旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。